

清水町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年6月

清水町教育委員会

目次

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5
6	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増している。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

本町教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境づくりを進める。本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 本町の現状

本町では、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んだ結果、教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

	校種	45H 以下	46～79H	80～99H	100H 以上	1 人当たり の月平均
令和6年 5月	小学校	40人	4人	0人	0人	26時間36分
	中学校	34人	6人	1人	0人	30時間42分
令和7年 5月	小学校	35人	3人	1人	0人	26時間54分
	中学校	36人	4人	0人	0人	27時間36分

令和7年5月時点における教育職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間は、小学校で26時間54分、中学校で27時間36分となっており、全体としては45時間以内に収まっている。一方で、個々の状況を見ると、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員が1割いることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

2 計画の目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目標として取り組み、国が目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間平均30時間程度」の実現を図る。

(2) ストレスチェックにおける「仕事の負担(量)」の項目について偏差値50.0まで上昇させる。【R7:偏差値46.5】

(3) ストレスチェックにおける「仕事の負担(質)」の項目について偏差値50.0まで上昇させる。【R7:偏差値44.2】

(4) ストレスチェックにおける「働きがい」の項目について偏差値50.0以上を維持する。【R7:偏差値58.5】

(5) 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の3分類」(以下、「3分類」という。)に基づく19の取組の実効性を確保するため、町教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取組を進める。

ア 教育委員会の役割

教育委員会は、働き方改革を進めるための取組(清水町アクション・プラン)を主体的

に実施する。

イ 学校の役割

学校は、校長が教育職員の時間外勤務の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や健康状態を的確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとする。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(2) 計画期間中の重点事項

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

各地域の実情を踏まえつつ、既存の町内会組織や関係機関などを通じて、ボランティアによる通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

校務支援システムを導入し、学校が回答する調査に係る事務負担を軽減する。また、学校に発出する調査等を精査し、縮減に努める。

(イ) 部活動(「3分類」⑬関係)

「清水町学校部活動地域推進会議」での協議を進める中で、地域の実情に応じ、できるところから、可能な限り早期に地域展開を実現する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

校務支援システムを導入し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

必要に応じて、特別支援教育をサポートする特別支援教育支援員を配置する。

(3)「業務の3分類」以外の取組

ア 教育職員へ1人1台教務用タブレット端末の配置

教務用タブレット端末を教育職員に1人1台配置し、校務の効率化や情報共有の円滑化を図る。

イ 教頭の業務縮減

学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

(4)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 教育職員のメンタルヘルス不調の未然防止と早期発見及び職場環境の改善に向け、引き続きストレスチェックを全教育職員対象に実施する。

イ 職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努める。

ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して

取得を促進する。

エ 夏季3日間、冬季6日間以上の学校閉庁日を設定し、教育職員が休暇を取得しやすい環境づくりを進める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (7) 学校における働き方改革の推進に当たっては、以下の事項に留意する。

ア 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

イ 町教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することのみを求めるものではあってはならないこと。

ウ 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

エ 校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。

オ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

カ 町教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。

6 おわりに

本計画に基づく取組を着実に進めていくためには、町教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校を取り巻く関係者が一体となって進めていくことが重要である。町教育委員会においては、各学校の実情を踏まえつつ、業務量の適切な管理と健康確保に向けた取組の状況を継続的に把握し、必要な支援や改善を行っていく。

社会情勢や学校を取り巻く環境は今後も変化していくことが見込まれることから、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努める。

教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮し、子どもたちに向き合う時間を確保できる環境を整えていくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実

現につながる重要な取組である。本町教育委員会としては、今後も学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、関係者と連携しながら取組を進めていく。